インボイス制度の準備はお進みですか？

令和５年１０月１日よりインボイス制度が始まります。
なお、登録申請期限については以下のような改正が行われています。

令和５年度税制改正において、令和５年９月３０日までの申請については、申請書に「困難な事情」の記載がなくても、インボイス制度が開始する令和５年１０月１日を登録開始日として登録されることとなりました。

つきましては

まだ準備がお進みでない方は、次のような段取りで準備を進めてみてください。

① 売上先からインボイスの発行を求められるかどうかを確認します。
→求められることが想定される場合は②へ

② 期限（９月３０日）までに申請を行う。
※登録申請は任意です。また、申請を行うと消費税の申告・納税義務が発生します。

③ 申請後税務署より通知された番号を、取引先に伝える。また、記載事項を追加した請求書等を発行できるように準備を進めます。

④ 免税事業者の方は年内中に消費税の申告の仕方（一般課税か簡易課税）を検討・選択します。
課税事業者の方は、既に選択している計算方法となります。
なお、記帳につきましては消費税、インボイス制度に対応した方法にする必要があります。

この制度について少しでも分からないことがございましたら、お気軽に申告会事務所まで相談にお越しください！

また、インボイス発行事業者になられる方の、登録申請手続きにつきましてもサポートいたします。

なお、申請からインボイス登録番号が通知されるまでは２ケ月以上かかりますので、取引先とのスムーズな書類のやり取りを行うためには、遅くとも令和５年７月末日までの申請をお願いいたします。

※　駐車場の用意はありませんので、相談にお越しの際はお車でのご来場はご遠慮ください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。℡　０４４－９１１－４６１６

その他当会の情報はホームページ　http://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/
をご覧ください。